

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、A公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同月〇日以降基本手当を支給しないとした処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、B所在のC事務所（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、A公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、事業所の所長、副所長及びお客様相談室長と面談し、パソコン操作を覚えるように指示を受けたが、請求人としては、これ以上パソコン操作を学ぶのは無理であると返答したところ、労働契約の更新はないとされた旨記載された離職理由確認書を提出した。
- (2) 安定所長は、事業所を管轄するD公共職業安定所長（以下「D安定所長」という。）に確認の上、平成〇年〇月〇日、請求人の離職理由は、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条第3項、雇用保険法施行規則（以下「則」という。）第19条の2第1号に規定する特定理由離職者には該当しないため、所定給付日数を90日とした。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所に出頭し、請求人の離職経緯が記載された「所長室のやりとり」と題する書面を提出した。これに対し、安定所長は、同月〇日、請求人に対して、再度D安定所長を通して事業所に離職理由を確認したが、離職理由に変更はない旨説明した。
- (4) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、請求人に対して同年〇月〇日以降基本手当

を支給しないとする処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (5) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで退職した理由は、労働契約の期間満了ではなく、雇止めであるから、本件処分は取り消されるべきである旨主張するので、以下に検討する。
- (2) 特定理由離職者に該当する者の範囲については、法第13条第3項、則第19条の2において規定されており、それらによると、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、その者が当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該労働契約の更新がなかったことを理由に離職した者は、特定理由離職者に該当するものとされている。
- (3) 本件についてみると、平成〇年〇月〇日付けの雇用契約書には、請求人の労働契約の期間について、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。本契約は期間満了により終了する。ただし、原則として、乙が引き続き勤務することを希望する場合は、契約の更新をする。」とされていることから、請求人が、労働契約の更新を希望する限りにおいては、原則として雇用は継続され

るものと解するのが相当である。

しかしながら、①請求人は、本件公開審理において、雇用継続をあきらめ、退職することに納得した上で、労働契約の更新を希望しない旨自署・捺印した意思確認書を提出した旨述べていること、②請求人は、労働契約の更新を希望する旨自署・捺印した意思確認書を、事業所の所長から、更新を希望しないとしたものに差し替えるよう指示された旨述べるも、本件の一件記録からは、そのような事情を確認できないこと等を総合的に勘案すると、請求人が、労働契約の更新を希望していたものとは解されず、期間の定めのある労働契約の期間満了に伴い、自らの意思で退職したとみるのが相当であるから、当審査会としても、請求人は特定理由離職者には当たらず、本件処分を妥当なものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。